

議案第37号

財産（動産）の取得について

次のとおり財産（動産）を取得するため、売買契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第8号並びに日野町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成28年6月13日提出

日野町長 景山享弘

記

- | | |
|-----------|--|
| 1. 購入物品 | 中型バス1台 |
| 2. 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 3. 契約金額 | 一金12,779,650円 |
| 4. 契約の相手方 | 鳥取県米子市二本木910番地3
島根日野自動車株式会社 米子支店
支店長 伊藤 英男 |

物品売買仮契約書

発注者 日野町（以下「甲」という。）と受注者 島根日野自動車株式会社米子支店（以下「乙」という。）とは、下記物品（以下「物品」という。）の売買について、次の条項により物品売買仮契約を締結する。

（物品）

第1条 甲が乙により購入する物品は、次のとおりとする。

品名	規格	数量	付属品等
中型バス	別紙仕様書のとおり	1台	別紙仕様書のとおり

（契約金額）

第2条 契約金額は、12,779,650円とする。

（納入場所及び期限）

第3条 物品の納入場所及び期限は、次のとおりとする。

- （1）場所 鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町役場
- （2）期限 平成29年3月31日

第4条 乙は、物品を甲の指定した場所に持ち込んだときはその旨を通知し、甲は、その通知を受けた日から7日以内に、乙の立会いのうえ当該物品を検収するものとする。

2 乙は、物品の検査に立会えない場合は、代理人を立会いさせなければならない。

（所有権の移転）

第5条 物品の所有権は、検収に合格したときに乙から甲に移転するものとし、移転前に生じた損害及び検収のために必要な経費は、乙の負担とする。

（物品の引換え）

第6条 乙は、検収の結果不合格となった物品を遅滞なく引き取り、速やかに物品を納入しなければならない。この場合における検収は、前条に定めるところによる。

（支払）

第7条 甲は、物品の納入が完了した後において、乙から適法な請求書を受領したときは、その日から起算して30日以内に、乙に対して対価を支払うものとする。

（支払遅延利息）

第8条 甲は、自己の責めに帰すべき理由により対価の支払いを遅延した場合においては、乙に対して、支払いの日までの日数に応じ、契約金額につき年3.6パーセントの率により計算した額の支払遅延利息を支払うものとする。

（履行遅延違約金）



第9条 甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合は、遅延日数1日につき、契約金額から即納部分に対する相当額を控除した額に対し、年3.6パーセントの率により計算した額の遅延違約金を乙から徴収することができるものとする。

(違約金の相殺)

第10条 前条の遅延違約金は、乙に支払う代金と相殺することができる。ただし、この上損害があるときは、乙は、甲に対し、その損害に相当する金額を支払わなければならない。

(甲の解除権)

第11条 甲は、次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 特別の理由なくして乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと認められるとき
- (2) 乙から契約解除の申し出があったとき
- (3) 契約の締結又は履行に関して、乙又はその代理人若しくは使用人に不正の行為があったとき
- (4) 正当な理由がなく甲の指揮監督に従わないとき
- (5) 甲の都合により契約を解除する必要が生じたとき
- (6) 乙が破産の宣告を受け、又は居住不明になったとき
- (7) その他契約条項に違反したとき

2 甲は、前項第1号から第4号まで及び第7号の場合においては、損害賠償として契約金額の10分の1に相当する金額を乙から徴収するものとする。

(品質保証期間)

第12条 保証期間については、所有権移転の日から起算して1年間とする。ただし、保証書等で1年を超える定めのあるものについては、その期間による。

2 前項の期間において、甲の責任に原因する損傷及び消耗以外で、製品の欠陥により起きた損傷については、すべて、乙の負担において修理し、若しくは新品と取り替えるものとする。

(譲渡の禁止)

第13条 乙は、この契約から生ずる債務を第三者に譲り渡し、又は担保に供してはならない。

2 乙は、第三者に債務の弁済を行わせてはならない。

(疑義等の協議)

第14条 この契約条項に定めのない事項、又はこの契約について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付し同意を得た日をもって本契約が成立したものとす。

この契約の証として本証書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ1通を保有するものとする。

平成28年6月1日

甲 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町長 景山享弘



乙 米子市二本木910番地3
鳥根日野自動車株式会社 米子支店
支店長 伊藤英男



仕様書

1. 車 種 中型バス
2. 乗車人数 45人以上
3. 駆 動 系 MT ディーゼル
4. 台 数 1台
5. ボディカラー デザイン決定後通知
6. 付 属 品・メーカーオプション
 - ①折扉用エア式補助ステップ
 - ②乗降注意灯
 - ③バックアイカメラ・モニター 一式
 - ④区画表示看板（助手席側路線名表示）
 - ⑤乗降合図装置
 - ⑥バックミラー左右ヒーター付
 - ⑦コンセント エンジンルーム
 - ⑧出入口仕切りステンレスパイプ
 - ⑨前ステップ昇降にぎり棒 前扉、仕切り
 - ⑩ヒーター予熱機
 - ⑪名札差し（取付）
 - ⑫運転席前サンバイザー グレースモーク
 - ⑬運賃箱取付工事（ステー取付等）

⑭禁煙銘板

⑮ステッカー差 前窓左側吊り下げマグネット式

⑯室内大型バックミラー (二段式)

⑰指定デザイン (ラッピング)

⑱車検証入れ

7. 名 義 使用者は鳥取県日野郡日野町根雨101番地 日野町
所有者も同上とする。
8. 納 期 平成29年3月31日まで
9. 納入場所 鳥取県日野郡日野町根雨101番地
日野町役場 駐車場
10. その他 町営バスを1台下取りするものとし、入札価格に反映させること。なお、車両は日交整備(株)米子工場内の車庫に保管している。(別紙参照)